

様式第2号(第7条関係)

会議の開催結果

1 会議の名称	平成30年度第1回 さいたま市情報公開・個人情報保護審議会
2 会議の開催日時	平成30年 7月25日(水曜日) 午後1時30分～午後3時00分
3 会議の開催場所	ときわ会館5階 小ホール
4 出席者名	審議会委員 馬橋 隆紀(会長) 内田 裕子 岩崎 万智子 藤巻 眞理子 青木 節子 阿部 達哉 田中 孝之 谷崎 美智子 野辺 明子 事務局職員 行政透明推進課長 天野 明紀 行政透明推進課課長補佐 川瀬 智幸 行政透明推進課主任 豊田 康平 行政透明推進課主事 加藤 友香
5 欠席者名	桑原 菜津子
6 議題及び公開又は非公開の別の別	(議題) 【議案】 (1) 個人情報の目的外利用に係る本人通知の省略について(事務の名称 救急活動報告事務) 【報告】 (1) 個人情報取扱事務に係る事務開始届出等の報告について (公開・非公開の別) 公開
7 非公開の理由	
8 傍聴者の数	0人
9 審議した内容	議題について審議・報告を行い、了承を得た。
10 問合せ先	総務局 総務部 行政透明推進課 電話番号 048-829-1118(直通)
11 その他	

会 議 録

会 議 名：平成30年度第1回さいたま市情報公開・個人情報保護審議会

開 催 日：平成30年 7月25日（水）

開催時間：午後1時30分から午後3時00分まで

開催場所：ときわ会館 5階 小ホール

委 員：馬橋 隆紀（会長） 内田 裕子
 岩崎 万智子 桑原 菜津子（欠席）
 藤巻 真理子 青木 節子
 阿部 達哉 田中 孝之
 谷崎 美智子 野辺 明子

議 題

【議案】

- (1) 議案第1号 個人情報の目的外利用に係る本人通知の省略について
(事務の名称 救急活動報告事務)

【報告】

- (1) 個人情報取扱事務に係る事務開始届出等の報告について

事 務 局：総務局総務部長	森山 成久（欠席）
総務局総務部行政透明推進課長	天野 明紀
総務局総務部行政透明推進課課長補佐兼行政透明推進係長	川瀬 智幸
総務局総務部行政透明推進課主任	豊田 康平
総務局総務部行政透明推進課主事	加藤 友香

1 開 会

事務局

定刻となりましたので、始めさせていただきたいと思います。

本日はご多用のところ、委員の皆様にはご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

会議に入ります前に平成30年4月1日付で人事異動があり、審議会の事務局を担当します職員の変更がございましたので、ご報告をさせていただきます。

(事務局職員挨拶)

それでは、ただいまから平成30年度第1回さいたま市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

本日は、桑原委員から欠席のご連絡をいただいております。また、谷崎委員より遅れるとの連絡をいただいておりますが、本日の定足数は、定員10名のところ、現時点で8名となりますので、会議は成立ということになります。

なお、本日は傍聴を希望される方はいらっしゃいませんので、よろしくお願いいたします。

それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

まず、本日の次第でございます。

また、既に委員の皆様へ送付させていただいております議案第1号 個人情報の目的外利用に係る本人通知の省略についての資料が1部、報告資料(1)と(2)の個人情報取扱事務に係る事務開始届出等の報告についての資料がそれぞれ1部ずつでございます。資料をお持ちでない方がいらっしゃいましたら、予備がございますので、お申し出ください。大丈夫でしょうか。

(資料確認)

それでは、本日の議案は1件となります。

これからの議事につきましては、審議会条例第6条第1項で会長が議長になることと規定しておりますので、よろしくお願いいたします。

2 議 題

議案第 1 号 個人情報の目的外利用に係る本人通知の省略について (事務の名称 救急活動報告事務)

議長 それでは、第 1 号議案ということですが、しばらくこの種類の議題を審議していなかったことですので、事前にご説明した上で実施機関からお話を伺いたいと思います。

「情報公開制度・個人情報保護制度の手引き」の 142 ページをお開きいただきたいと思います。142 ページの左側に条文が載っております。第 7 条、利用及び提供の制限というところで、実施機関は、個人情報取扱事務の目的の範囲を超えて、個人情報を当該実施機関の内部で利用すること又は当該実施機関以外の者に個人情報を提供することをしてはならないと原則は決められております。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではないということで、本人が同意したとか、法によって定めがあるとか、既に公にされているというものが出ておりまして、今回の対象となっております条項につきましては、第 5 号の目的外利用をする場合又は国等若しくは他の実施機関に外部提供をする場合において、当該個人情報を使用することに相当な理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるときということがございます。

今回の実施機関は、この規定に基づきまして目的外使用をするということでありまして。ですから、参考までに申し上げますと、今の第 5 号の次に第 6 号というのがありまして、前各号のほか、実施機関が当審議会に意見を聴いて公益上特に必要と認めるときは、目的外利用等ができるという規定がございしますが、今回は第 6 号ではなくて第 5 号の規定によって目的外利用をするということになっています。

ですから、この関門は 1 つ通過しているのですけれども、第 3 項に実施機関は、第 1 項 4 号から 6 号までの規定により目的外利用等をしたときは、本人に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならないという原則があります。あなたの情報を使いましたということを通知しなければならないという原則であります。

ただし、当審議会の意見を聴いて特に必要がないと認めるときは、この限りではないということになっていまして、そういう場合は目的外利用や外部提供をした場合においても、本人に対して通知しなくてもよいということになります。ですから、この公益上特に必要がないと認めるような要件があるかどうかを本日審議するのが、この審議会の役目ということになるかと思います。よろしいでしょうか。仕組みについてはそんなところでございますけれども、そういう観点からご審議いただければと思います。

では、実施機関を呼んで話を聞くということでもいいですか。

各委員 はい。

議長 では、そうしたいと思います。よろしく願いいたします。

〔実施機関（危機管理課、救急課）入室〕

議長 それでは、出席いただいた方のお名前と職名をおっしゃっていただきたいと思いま
す。

実施機関 総務局危機管理課課長の阿久津と申します。よろしく願いいたします。
同じく、危機管理課危機管理係長の菊地と申します。よろしく願いいたします。
同じく、危機管理課危機管理係主査の棚澤と申します。よろしく願いいたします。
消防局救急課救急係長の皆川と申します。よろしく願いいたします。
同じく、救急課救急係主事の中村と申します。よろしく願いいたします。

議長 それでは、今回は目的外利用について、本人通知をしなくてもよいかということでは
よね。それについて、仕組みのところからご説明いただくことになると思います。
それではよろしく願いします。

実施機関 それでは、セーフコミュニティに係るデータ分析業務に伴う個人情報の目的外利用に
係る本人通知の省略についてご説明をさせていただきます。

まず、セーフコミュニティという事業について、簡単に説明をさせていただきます。
資料が前後いたしますが、2ページをご覧くださいと思います。

日常生活の中で、人間の健康を阻害する要因として、主に病気や怪我、事故が考えら
れます。病気につきましては、健康診断など予防に対する考え方が進んでいますが、怪
我や事故については予防の概念が少ないという状況にあります。その状況の中で、セー
フコミュニティはデータに基づいた取組を行うことで、怪我や事故を予防していこうと
するものでございます。さまざまなデータから、本市における怪我や事故の状況を分析
し、課題を抽出、その課題に応じた取組を実行することで、予防活動を行っていこうと
いうものでございます。

世界保健機関では、「体や心の怪我」を健康課題として位置づけておりまして、その
解決策として、セーフコミュニティの取組を推奨しております。本市では、平成28年
3月に市長によるセーフコミュニティの「開始宣言」を行いまして、現在、取組を推進
しているところでございます。

恐れ入りますが、資料の1ページにお戻りいただきまして、要点の説明をさせていた
だきます。さまざまなデータを収集する上で、消防局で所管している救急活動報告は、
本市の怪我や事故の要因を分析する上で欠かせない情報でございます。救急活動報告に
係る個人情報の目的外利用を開始することで、対象者への本人通知を送付することとさ
れておりますが、年間2万件程度の方に通知を発送するには、多大な時間と経費が必要
となってまいりますので、本人通知の省略につきまして、今回ご審議をお願いするもの

でございます。

資料3ページをご覧ください。本市では、各要綱に基づきまして、推進協議会、データ分析検討会議、対策委員会の3つの組織を構成とするセーフコミュニティの体制を整えております。推進委員会は、本市のセーフコミュニティの活動方針を決める役割を担っており、対策委員会では高齢者や子どもの安全対策、自殺対策などの5つの分野で効果的な取組を進めています。また、データ分析検討会議では、対策委員会で使用するデータの収集、分析を行っているところでございます。

平成28年3月の「活動開始宣言」以降、5つの対策委員会でそれぞれ19回の会議を開催し、各分野の課題を抽出し、具体的な取組を実施、検討しているところでございます。今後は、今年度中に認証の申請書を提出し、平成31年度の「認証取得」に向けて活動を進めているところでございます。

続きまして、4ページをご覧ください。本事務は、救急活動報告事務に関する傷病者情報を目的外利用し、データを分析するものでございます。具体的には、消防局より氏名や個人の住所などの分析に使用しないデータを削除した上で、事故発生場所や事故概要、年齢などの傷病者情報の提供を受ける予定でございます。その提供されたデータにつきましては、業務委託により情報の分析を行い、表やグラフに集計処理いたしまして、報告書として加工したものを「データ分析検討会議」など、セーフコミュニティの活動に活用いたします。業務内容につきましては、記載のとおりとなっております。

なお、これまでは個人を特定できないよう、救急課で全件のデータを確認、加工した情報の提供を受けておりました。しかしながら、救急活動報告は年々増加しており、加工に多大な時間を要すること、また事故概要の詳細情報を得ることで、私どものセーフコミュニティへのさらなる活用が見込まれるということから、消防局との協議をさせていただいた上で、データの提供方法を変更したものでございます。

5ページには、個人情報の流れを記載しております。個人情報である傷病者情報につきましては、データ分析時まで使用することになります。

6ページと7ページには、救急活動報告書、表と裏になっておりますが、8ページには消防局から提供を受けるデータのイメージ、またその下には委託業者におきます分析結果をイメージとして、参考として載せてありますので、ご覧いただきたいと思っております。

9ページでは、自転車の安全対策5つの中のうち、自転車の安全対策委員会を一例にデータ活用までを記載しております。業務委託による分析結果をもとに、データ分析会議で確認、助言をいただき、そのデータからわかる怪我や事故の要因を解決するために、対策委員会で利用されることとなります。

続きまして、10ページをご覧ください。救急搬送データ分析業務委託受託者の情報

資産の取り扱いについてご説明をいたします。本事務は業務委託となりますので、契約時には、さいたま市業務委託契約基準約款第2条におきまして、秘密の保持等を求めています。また、同約款第34条におきましては、「情報セキュリティ特記事項」から、条例及び「情報セキュリティ特記事項」の遵守を求めており、受託者のセキュリティ体制を構築してまいります。

11ページには、今後の予定を記載しております。本年7月にはデータ提供を開始いたしまして、7月から9月にデータ分析を行います。10月には、分析したデータを、データ分析検討会議及び対策委員会の取組に活用させていただきたいと考えています。また、次年度以降も、毎年度救急活動報告事務に関する傷病者情報の提供を受け、業務委託によりデータの加工及び入力、集計、分析を行う予定でございます。

最後に、12ページをご覧ください。先ほども申し上げましたとおり、セーフコミュニティはデータ、いわゆる根拠に基づいた取組を行うことが必要とされておりまして、各種データの中でも救急活動報告は本市における怪我や事故の要因を分析する上で欠かせない情報であることから、さいたま市個人情報保護条例第7条第1項第5号の規定に基づきまして、対象者の情報について目的外利用を予定しております。

その際、本人通知を送付するためには、多大な時間と経費を要することから、本人通知を省略していきたいと考えております。セーフコミュニティに係るデータ分析事務は、極めて公益性が高いものであり、かつ本人の権利利益を不当に害するおそれがないものと考えております。また、本人通知の代替手段といたしまして、市ホームページ等により制度周知を行うとともに、救急活動報告に関する傷病者情報を目的外利用していることの周知を行ってまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 何かおわかりにならない点や、何でも結構でございますけれども、何かございますか。結局、これはどこが持っている情報ということなのですか。

実施機関 消防局救急課でございます。

議長 消防局救急課が持っている情報ですね。

実施機関 それぞれの出張所や消防署で救急隊が出場したデータを入力しまして、その入力したデータの大部分を取り扱うのが救急課でございます。それぞれの出張所や消防署におきましても、紙出力でそのデータを出力しまして、決裁を経て、5年間保存しております。

岩崎委員 まだ、私もセーフコミュニティというものを知らなかったのですが、平成28年から始まったばかりということですか。

実施機関 セーフコミュニティ事業につきましては、平成26年から実際に事業としては始めているのですが、これは開始宣言というものが必要になっておりまして、それを市長が平

成28年の3月に行ったということです。

岩崎委員 これは、他の県や市町村でもやっていることなのですか。

実施機関 これにつきましては、セーフコミュニティ認証センターは世界を対象にしております、世界各国で進めているというところなのですが、日本ではさいたま市が16番目の認証を目指してやっているところですよ。

岩崎委員 何らかの形でこれから効果があらわれていくのではないかとは思いますが、それまでは、なされていなかったということですか。例えば、自転車教室などは昔からよくあったと思うのですが、これはデータの根拠などは全然関係なくやっていたのですか。

実施機関 おそらく、そういうことになると思います。

岩崎委員 では、これからはデータを根拠にしているので、もっと適切な対応ができるということですね。

実施機関 そうですね。していきたいと考えています。

岩崎委員 それと、最後に市民への広報という話が出たと思うのですが、何も知らないのと、知っているのでは少し違うと思うのですよね。この広報活動というのはどういう形で行うのですか。資料にはホームページなどで行うと書いてあるのですが。

実施機関 今委員がおっしゃられたように、セーフコミュニティという事業自体をまだ市民の方に周知されていないのが現状でございます、私どもも一番それを周知しなければいけないと思っております。その一環の中で、当然啓発活動は行っております。出前講座ですとか、ホームページもそうなのですが、実際に現場に出向いて職員が説明などをさせていただいているのですが、その際に啓発等を含めまして、こういったデータをもとに事業を行っているという旨を周知していきたいと考えています。

岩崎委員 いきなりデータを取り扱うと言われると、いろいろな市民の方のデータなのでショックを受けてしまうのですが、こういうセーフコミュニティが世界でも行われているということなどが、徐々にわかっていくと受け止め方も違うのではないかと思います。

青木委員 単純な質問ですが、セーフコミュニティというのはカタカナ言葉で、世界で使われていると思うのですが、これを日本語にするということはないのですか。

実施機関 そうですね。セーフコミュニティという形で全面に打ち出して行っております。

青木委員 まあ、「セーフ」と「コミュニティ」に分ければ、わからないわけではないですが、啓発はすごく大事なことだと思いますので、ぜひこれからは徐々に丁寧に市民に周知していただければと思います。

実施機関 私どもも啓発活動をさせていただいている中で、セーフコミュニティという言葉はどうしても出てきてしまうのですが、安心安全なまちづくりを進めていこうということが

結論となっておりますので、そこは実際に説明の中でさせていただければと思っています。

青木委員 「コミュニティ」という言葉はいろいろな場面で、いろいろな意味で使われているのでわかりにくいのですが、「セーフ」という単語だけ見れば、多少わかると思います。「安心安全」というのは、まちづくりとかいろいろなところで使われている言葉なので、ぜひ、わかりやすい広報活動をしていただければと思います。

野辺委員 今のご意見と大体重なるのですが、私はセーフコミュニティというのは今まで聞いたことがあるし、説明を受けたこともあるのですが、まだわかりにくい点もあると思います。

それから、この審議会は、セーフコミュニティのこれからの方策に使うために目的外利用でデータを使うということを審議する場なので、市民の広報活動に使っていらっしゃるセーフコミュニティのパンフレットがありますよね、そういう資料をせめて用意していただいたほうがいいと思いますよ。あるのでしたら、今いただければと思います。

議長 言っでは悪いですが、書いてあることは当たり前のことですよね。例えば、どこの交差点で事故が起きているとか、それに基づいて道路を直すべきだとか、そこまですなされることによって初めて意味があるのでしょうか。そこまですらないのであれば、セーフコミュニティなんかなくても昔からやっていますよね。ですから、そこまでするのでしょうか。そうでないと、自転車の事故は高齢者が多いですか、こんなのは当たり前の話でしょうということになってしまいます。

実施機関 今まではこの場所で交通事故が起きていたから、対策をどうしましょうかというのは確かにあったと思います。ですが、私どもはさらにデータに基づいて、情報社会に向けたデータですとか、警察から提供を受けたデータなどのいろいろなデータを集めさせていただいて、このセーフコミュニティというのはその対象が、いわゆるコミュニティ全体でありまして、子どもからお年寄りまで幅広い形で事業を進めています。例えば高齢者の中には転倒なさる方がいらっしゃるの、その転倒の原因が家の中で起こっているとか、そういった情報を私どもで吸い上げるだけ吸い上げまして、ハード面では確かに時間がかかる話になるのですが、セーフコミュニティでのソフト面による周知が比較的時間がかからずにできるのではないかと考えています。

議長 今までに何か、具体的にここを改良したなどの事例はありますか。

実施機関 さいたま市は自転車の保有台数が全国的にも多く、高齢者の方もかなり乗っているので、高齢者の方の事故も多いです。今年の1月に針ヶ谷地区の自治会にご協力いただきまして、その自治会の65歳以上の方を登録させていただいて、民間の自動車教習所の

協力をいただいて、シミュレーター講習による模擬体験をしていただいております。例えば、ふだん自転車に乗っているときは気が付かないのですが、シミュレーションを行うことで、反射神経などが鈍ってきたなというのをわかっていただくことによって安全につなげていこうという対策を行っています。

まだ実施事業はそれほど多くはないのですけれども、どういうことができるのかということを検討している段階です。

岩崎委員 大事なデータを集めるのであれば、そのデータを利用してできた成果などの、形となったものが見えないといけないと思います。

例えば、ここの道路を変えなければいけないとか、この信号をどうにかしなければいけないとか、そういった対策をする場合、情報は必要だと思います。

そういうことを今から対策で考えたり、検討期間を置いたりするというのが資料に書かれていたので、期待する意味ではいいのかと思いますが、そのまま漠然とずっと何年も続くのではなくて、期間を決めて、何かきちんとした形を出してもらいたいと思います。

そうでないと、救急活動の情報を目的外利用されるというのは、皆さん嫌がると思います。

田中委員 セーフコミュニティは、おととしの平成28年から行っていると書いてあって、救急活動記録のデータをセーフコミュニティのために情報提供するという業務の流れになっていますよね。この情報提供するということについて、審議会に諮問しているのですよね。要するに本人の承諾を得ないで情報提供しますよということですよ。ただし、内容によって、除外するものについては除外していくということだと思うのです。

今、平成30年の7月に諮問したということはどういうことなのですか。今まではどういうことでしたか。全然こういったことに関心が無かったわけですか。

実施機関 救急搬送データ分析業務自体は、平成26年度からやっております。ただ、データの提供の方法としましては、そのまま提供を受けるということではなくて、1件ずつ救急課で確認していただいて、個人情報となる内容を削除して、そのデータの提供を受けて分析していました。

田中委員 それを、今までずっとやっていたということですか。

実施機関 今回は何が違うのかというところは、当然、分析の必要がない氏名とか、詳細な住所ですとか、そういうデータは必要ないので削除していただくのですが、一番大きなところは事故内容の部分なのですけれども、その部分は加工せずに提供を受けるということになります。

田中委員 だから、それを今までは本人の承諾を得てやっていたということですか。

実施機関 いえ、個人情報とならないように、データを削除していただいて提供を受けていました。

田中委員 今までのとおりやれば、別にこの審議会に諮問する必要は無いのではないですか。

実施機関 必要はないのですが、ただ、年間1万8,000件だったものが、救急車の出動の増加によりまして件数が増えていっています。

田中委員 1万8,000件ぐらいだったらできたわけですか。

実施機関 当初はできていたのですけれども、これにかかわる事務量がかなり膨大ということになっております。

田中委員 平成28年から実施しているのであれば、その段階で審議しなくてはいけないことだったと思います。今審議するという事は、遅いのではないかと思います。そうではないのですか。データが少なればできる、多ければできないという問題ではないでしょう。量の問題ではないと思うのです。だから、こういったデータを本人の承諾を得ないで利用していいかということで審議会へ諮問しているのですよね。

なぜセーフコミュニティの制度ができたときに審議会へ諮問しなかったのかということを知りたかったのです。

議長 それは、目的外利用すること自体は、最初に申し上げたように条例の規定によって可能であるということなのです。ですが、そうする場合は、本来は本人通知をしなければいけないという原則があるということです。今の質問に対する答えは、今までの情報提供は個人に関する部分を削除しているから個人情報ではないのだとおっしゃっていたのですが、個人情報として集めたものから情報を削除したら、それが個人情報ではないと言えるかどうかというのは、少し問題点のあるところだと思います。

そこは少し気をつけていただいたほうがいいと思います。今のご指摘のとおりだと思います。

田中委員 少ないからとか多いからという問題ではないと思うのです。少ないから、各担当が全部確認して、情報を削除して資料を提供していたと、先程ご説明があったと思うのですが、それはそれでいいのかもしれませんが、少ないからできる、多いからできないのではなくて、法令に基づいて行っているのであれば、そもそも審議会に諮る必要もないのではないかと疑問に思いました。

議長 一番重要な個人情報は名前ですよ。名前は必要無いということですか。

実施機関 必要無いです。

議長 必要無いということですね。今回は、事故の場所や事故対応の内容が出てくるから個人情報になるということですか。

実施機関 複数の情報が集まると、個人が特定できてしまう情報になってしまうおそれがありま

す。今までは、名前や住所などの詳細な条件は要らないということで、内容の部分も、個人が特定できる場所や詳細な情報は全件削除していただいています。それで、個人が特定できない形での提供を受けていました。

田中委員　ただ、より良いデータを使って事業を行うということですし、これはどんどんやっていただいたほうが、我々住民にとってもいいことだと思います。

議長　今までも、自転車事故が多いというのはわかりますが、どの場所が多いかということがわからないということなのですか。

実施機関　そうですね。どこの区では件数が多いということはわかりますが、例えばどこの区どの交差点が多いですとか、その中で若い人の通学中が多いですとか、そういう詳細な分析ができる可能性があります。

議長　年齢の情報は提供しているのでしょうか。

実施機関　提供しています。

今現在、進めている取組、今まで提供を受けていたデータに対応した取組なのですが、今までも何名かの委員の方がおっしゃっていただいた、自転車安全教室などの安全教育のような取組はされていたのですが、では、どの年代の方に行ったら一番効果的なのかとか、そういったことをひとつ突っ込んだ状態で今後やっていこうということが、このデータ分析からわかってきています。

自転車の安全教室で言えば、一番多いのは10代後半の方、あとは次に多いのが高齢者ですね。安全教室に関しては、10代後半の方については小中学校等で自転車の安全教室というのをしてきましたが、高齢者に対してはそういったものが今までしていなかったというところで、少時的を絞ってやっていこうということがデータによってわかってきました。

先ほどの事故の発生場所というのは、発生場所までの分析というのを、今まで提供を受けたデータではなかったもので、今後はそこまで発展していけるか、またその中で道路を改修するとかという話は、大分大きな話になりますから、できるかどうかというのは、なかなか今のこの段階ではお話できることではないのですが、ほかの市町村でセーフコミュニティに取り組まれているところだと、歩道の改修をするなどの取組をされている市町村もあります。やはりそれは、そういったデータを活用したのではないかと思います。そういったことができる可能性が広がる、わかってくる可能性があるということです。

青木委員　認証取得に向けてとありますが、先ほどのお話の中で日本では16番目とおっしゃってましたよね。それで、同じような政令指定都市の中で問題がクリアされていて、実際にうまくやっているというような事例があれば、そういうものを参考にしながらやっ

てもいいのではないかという考えと、これはさいたま市独自の問題で考えていかなければいけないのだという考えと、2つあると思うのですが、そういうことも参考になさっていったらよいのではと思います。

実施機関 政令指定都市ですと、横浜市で行っているようですが、横浜市は1つの区で行っていきまして、さいたま市のように政令市全体で行っているというのは初めての取組でございます。

青木委員 すごくすばらしい取組で、独自だと思うのは、DV対策も含めた措置であるので、男女共同参画の視点から見ると、DV関係については表に出してほしくない、なるべく個人を守ってほしいということで考えてほしいということがあるので、このセーフコミュニティのシステムというのはすばらしいことだと思うし、救われる人たちがたくさんいるのではないかと思いますので、ぜひこれから私個人としても勉強しながら、応援したいと思っています。

藤巻委員 資料6 ページの救急活動報告書の上から4行目、事故種別とありますよね。一般負傷と書いてありますけれども、これは大まかにどのようなものなのですか。

実施機関 一般負傷というのは、わかりやすく言うと転んでしまったとか、そのようなものが一般負傷ということになります。

藤巻委員 交通事故だとどうなりますか。

実施機関 「交通」となります。

藤巻委員 けんかなどの場合はどうなりますか。

実施機関 「加害」となります。

藤巻委員 それで、それに合わせて12ページの次のページ、個人情報取扱事務台帳では、要配慮個人情報の障害、病歴・健康診断結果等はチェックしてあるのですが、犯罪等に関する事項はチェックが入ってなくて、次のページのセーフコミュニティに係るデータ分析事務でも、やはり犯罪等に関する事項は要配慮個人情報に含まれていないのですが、個人情報目的外利用開始報告書(案)では、目的外利用をした個人情報の項目の中の一番右の要配慮個人情報の中では、犯罪等に関する事項が含まれているのですが、この違いというのはどういうことでしょうか。

議長 ついていない情報が入っているということですか。

藤巻委員 この逆だったらわかるような気がするのです。目的外利用報告書では、犯罪等に関する事項は除外というのだったらわかるのですが、そもそも事務台帳では犯罪等に関する事項は含まれていませんね。

実施機関 目的外利用報告書の案を作成した時に、誤ってチェックを入れてしまったものになります。正式に報告書を提出する時に訂正させていただきます。

藤巻委員 　少し話がそれるのですけれども、最近のドライブレコーダーは交通事故の多い交差点へ行くと、交通事故の多発地区ですとかとメッセージが流れてきてしまうのですよね。だから、保険会社はちゃんとそういう情報を出していただいていたということになりますよね。メッセージが流れてくると、気をつけなければと思いますよね。

議長 　それぞれの仕組みはそういうことでわかったのですが、救急活動記録の情報を目的外に利用しましたということを知るかどうかというのが一番の問題で、確かに本来でしたら、利用しましたということは通知しなければいけないことは確かなのですが、こういう非常に件数が多いものについて個別に通知するというのは非常に難しいことも確かですので、それを省略してよいかどうかということが議題です。ご意見いかがですか。

　このパンフレットは、もうたくさん印刷してしまっているものですか。まだ残っているのでしょうか。例えば、個人個人に通知するのではなくても、こういう仕組みが今度できて、ここではそういう皆さんの情報を使われますということを広報しておくだけでも違うのではないのかという話はよくあります。

　全く知らないうちに情報が使われるというのも嫌ですし、だからといって怪我をして搬送される人に言うというわけにもいきませんので。

実施機関 　搬送される人に言えるような状況ではないですね。

議長 　市民もよくわからない状態ですから、データを活用するとか、こういう取組を行いますというようなこと広報していく考えはないのでしょうか。

実施機関 　自治会連合会に依頼させていただいて、全自治会に回覧をしていただいた経緯があります。今後検討していく中で、そういった機会がもしあれば、活用していきたいと思えます。

野辺委員 　私は自分の個人情報、自分の知らないところで何かの目的のために使われているということを後で知らされたら気持ち悪いし、どういうふうにならそれが有効に利用されたのだろうか、悪用される心配ないだろうかとか、後からわかったときに、そういう不快感というのはやはり持つと思います。ですから、今回の場合のようにセーフコミュニティのこれからの都市づくりに有効な一つのデータとして生かすというその目的と、それからそれがそういう目的外利用をされるのはいつからいつまでの限定された期間なのかどうかとか、そういうことが市民の方々に伝わるような広報活動や啓発活動がとても大事だと思います。

　どんなにそういう活動をやっても、目を向けない人はそういう情報を逃してしまうでしょうけれども、やはり今初めてセーフコミュニティのことを知ったという人だって、この審議会でもいるくらいですから、市民はほとんど知らないですよ。自分の個人名は

わからないとしても、知らない間にその情報が使われるという警戒心というのはどなたも持っていると思うので、その辺の配慮というのは慎重にお願いしたいと思います。

実施機関 今ご指摘あった部分についても、ホームページやパンフレットなどの広報媒体でお伝えできるような形は整えていきたいと考えています。

具体的にどうするかは、今は申し上げられない状況ではございますけれども、当然やっていきたいと考えております。

岩崎委員 お聞きしたいのですが、自転車の安全対策で、自転車人口の割合などはセーフコミュニティのデータを収集して初めてわかるものではなくて、これは以前からわかっていることですか。女性のDVの相談件数が増加しているとか、こういうものも救急搬送データを得てつくったものでしょうか。今まではできなかったけれども、できるようになったということでしょうか。

実施機関 DVの防止などは、また別のデータをもとにしています。

岩崎委員 そうですね。そうすると、自転車の安全対策もそうですね。それから、自殺防止対策というのも、今までもできたことですね。

実施機関 そうですね、自殺防止対策も、救急搬送データではないです。

岩崎委員 ここにあるデータは、今までもできた内容ですね。

実施機関 救急搬送データは、外傷による救急搬送件数のところに活用しています。

岩崎委員 この部分がセーフコミュニティのデータを使って確認したものになるわけですね。

実施機関 そうです。対策委員会の重点課題を設定するときのデータの一つとして救急搬送データを利用させてもらうということです。

岩崎委員 行政がやることですから、市民個人のデータなしで対策はとれないと思いますが、市民が安心して暮らせるまちというのは、別にセーフコミュニティという言葉がなくても、いろいろなことをやってくださっているのが行政の方たちだと思います。その上にセーフコミュニティということで、いろいろなデータを活用するというものですが、具体的にはどのようなものなのかが、私もあまり見えないですし、皆さんもそうだと思います。

実施機関 確かに、今までの行政のまちづくりの手法でも、データに基づいてその対応をやっていたのですが、行政からの一方通行で、行政の会議において市民の方の意見を聞くという形でまちづくりを進めていました。セーフコミュニティは、5つの対策委員会に市民団体の方も入っていただいて、行政だけではなくて、地域の方や市民の方と一緒に問題点や、行政としてやっていく取組の中でのすき間の部分をどうやって埋めていくかという話を話し合うところで、データや根拠に基づいて取り組んでいこうというのがセーフコミュニティなのです。

議長 何かほかにご意見ございますか。

救急車のご利用案内に、記載するというのはどうでしょうか。ご利用案内というのはそもそも無いのでしょうか。適正利用を呼びかけるものはあるようですが。

実施機関 今年の1月に119救急ガイドというものを全戸配布しました。救急車を利用する時はどのような場合ですかというものを示したものを配りしたのですが、配り終わってしまった後ですので、これから配布する転入者の人に対してはフォローできるのですが、配布してしまった方に対するフォローは難しいです。

議長 救急車の利用を妨げるような印象を与えるわけにもいきませんから、例えば救急搬送の記録はまちの安全のために、一定の資料として使われますということぐらいは、やはりきちんと広報したほうがいいのではないかと思います。

実施機関 そうですね。119救急ガイドは、救急車を呼ぶ時だけではなくて、予防的な部分で読んでいただけるような構成にはなっておりますので、今ご指摘いただいた部分を来年の印刷分から一文入れるということは可能ですが、先ほど申しましたとおり全戸配布は終わってしまって、これから転入者の方たちに対してお配りする分の対応しかできないので、物理的にはかなり制限を受けますが、そういったことは可能ですので、一文入れさせていただくことについて、検討します。

田中委員 自治会の話が出ていますので、予防的な見地から、このようなものを自治会の回覧で回してもいいと思います。また、少しわかりにくいところは、セーフコミュニティというのが、どちらかという形容詞みたいな感じで、一般的な用語として捉えられやすいのですよね。今、私もはっきりわかったのは、この5つの対策をやっている推進事業と書いてありますよね。そういったことが、はっきり伝わらないのではないかというような気がします。データの活用を含めて、セーフコミュニティというのはこの5つの対策を考えてやっている事業ということ、市民にわかってもらうことは必要ではないかと思っておりますので、ぜひ皆さんの活動成果を挙げてもらったほうが私はいいと思っています。

議長 そのほか何かございますか。

どうでしょう、本人通知を省略することについてはよろしいでしょうか。

自治会に対する啓発活動ですとか、配布チラシなどでは市民にわかるように示してもらおうという点のお約束をいただけるということでよろしいでしょうか。

あと、情報提供するときも、個人情報が出てしまうような事案について、一律には削除できないということになると、その点もご配慮いただくということでよろしいでしょうか。

では、結論としてはよろしいですか。ただし、今のようなことをやっていただくとい

う要望をしたということによろしいでしょうか。

各委員 はい。

議長 では、そういうことにいたします。成果を期待しております。

実施機関 ありがとうございます。

議長 どうもご苦労様でした。

〔実施機関（危機管理課、救急課）退室〕

3 報 告

（1）個人情報取扱事務に係る事務開始届出等の報告について

議長 それでは次に、事務局からの報告をお願いします。

事務局 それでは、報告の1番ということで、個人情報取扱事務に係る事務開始届出等の報告について説明させていただきます。

この報告は、さいたま市個人情報保護条例第6条第4項の規定に基づく、市長からの本審議会宛での報告でございます。なお、今回の報告につきましては、5月の審議会の議案が無く、開催ができなかったということございまして、平成30年4月18日と7月12日の2回に分けて告示を行わせていただいたものでございますので、報告資料も2回配布しております。

初めに、平成30年4月18日告示分と書かれております報告資料（1）の1ページ目をご覧ください。こちらは、平成30年4月18日付の市長から本審議会宛での報告となっております。

報告事項のうち、1から4番まで番号が振られておりますが、1から3につきましては、平成30年3月1日から3月31日までに届け出がありました個人情報取扱事務の開始届出書、変更届出書及び廃止届出書となっております。件数はそれぞれ開始が3件、変更が15件、廃止が1件でございます。なお、各届出書につきましては、この資料の7ページから27ページに記載しております。

また1ページ目にお戻りいただきまして、報告事項の4というものにつきましては、平成30年4月1日付の個人情報保護条例の改正に伴いまして、新たに要配慮個人情報となる項目を収集する事務についての報告となります。変更となります各個人情報取扱事務につきましては、こちらの29ページ以降に一覧という形で掲載しておりますが、要配慮個人情報の収集の根拠が法令等によるものである186件の事務については前半部の29ページから47ページまで、3月28日に開催されました平成29年度の第5回審議会でご審議いただきまして、収集の必要があると認められました164件は後半部の48ページから最後の62ページまでに掲載しております。この4番にかかわる事務の件数は全部で350件となっております。これが報告資料（1）の説明でござ

います。

続いて、報告資料（２）の１ページ目をご覧ください。平成３０年７月１２日付の市長から本審議会宛ての報告でございます。こちらは、今年度分ですので平成３０年４月１日から６月の３０日までに届出がされました個人情報取扱事務の開始届出書と変更届出書及び廃止届出書となっております。件数はそれぞれ開始届が４５件、変更届が５０件、廃止届が１０件となっております。なお、９ページ以降に各届出書を掲載しております。

なお、この報告からになるのですが、条例改正などに伴う届出書の様式変更がありましたので、その内容を簡単にご説明させていただきたいと思っております。お手数ですが、報告資料の（１）の７ページと、報告資料（２）の９ページをあわせてご覧いただければと思っております。こちらはともに様式第４号の個人情報取扱事務の開始届出書となっておりますが、まずは届出書の体裁に係る変更がございます。

報告資料（１）の届出書につきましては、告示や報告資料とするためにシステムから出力した様式を使っておりましたが、報告資料（２）の９ページの４月１日以降の届出書につきましては、実際の担当課から届出がされた届出書の様式でご報告させていただいておりますので、若干前回のものと比べると体裁が変わっております、システムから出力したものよりも見やすい体裁になっているのではないかと思います。

また、平成３０年４月１日施行の個人情報の保護条例改正があったと申し上げましたが、条例改正に伴う項目の変更がございます、あわせて見比べていただければと思うのですが、届出書のそれぞれ左側のところの中段の項目をご覧ください。システムから出力した様式の報告（１）につきましては、「制限的取扱事項」という欄があるかと思っておりますが、これが新しい様式では、条例改正に伴いまして、こちらの項目を「要配慮個人情報」という項目に変更しております。あわせて制限的取扱事項の中で、「思想・信条、宗教、支持政党」という項目がありましたが、そちらを要配慮個人情報の中では「信条」という形で１つの項目にまとめております。

また、従前の様式に「一般的取扱事項」というものがございまして、この中で「心身」という項目が右から２番目にあるのですが、心身の項目でありました「傷病歴」、「障害」という項目が様式変更に伴いまして、新しい様式ですと「要配慮個人情報」の中の「障害」、「病歴・健康診断結果等」の項目に変更されているところでございます。

また、従前の様式の左側の「その他」に「処理形態」という欄があるのですが、こちらについて、時代の変化に合わせて、「電子計算機処理」の有無、コンピューターで処理しているか、していないかの有無という記載に変更するなど、全体的に文言修正を行いました。届出書の中身につきましては、事前に報告資料を送付させていただいております。

ますので割愛させていただきます。

報告は以上となります。

議長

ありがとうございました。

何かご質問等がございますか。

では、よろしいでしょうか。

各委員

はい。

議長

では、報告を受けたということにいたします。

これで議事と報告事項は終わりとなりますが、何かご意見等や特に気になった点などがございましたら伺いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員

はい。

議長

では、本日はこれで終了といたします。

4 その他

事務局

次回の審議会の予定をお話しさせていただきます。次回は9月26日水曜日、午後1時半からこちらの会場で開催いたします。開催通知につきましては、また後日送付させていただきます。

よろしく願いいたします。

議長

どうもありがとうございました。